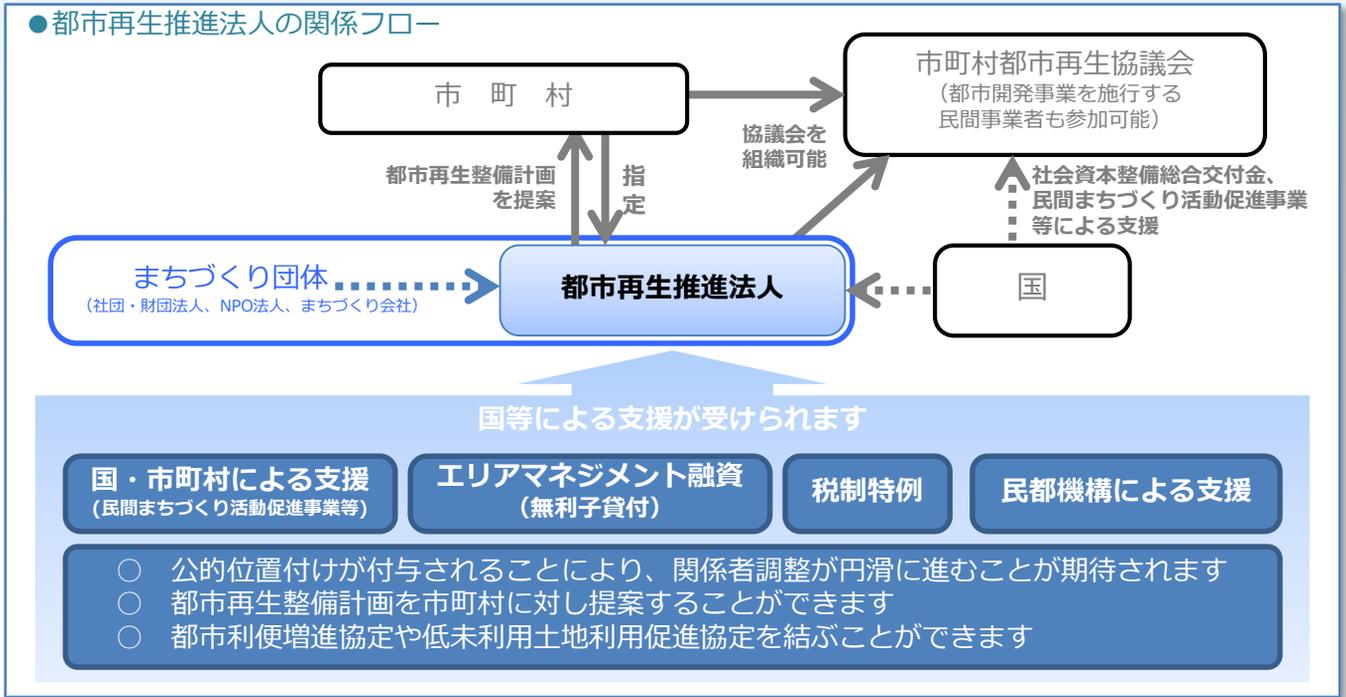


都市再生推進法人制度について

国土交通省まちづくり推進課

○都市再生推進法人とは

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものです。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を指定できます。



●都市再生推進法人になれる法人

- ・まちづくり会社
- ・NPO法人
- ・一般社団法人（公益社団法人を含む）
- ・一般財団法人（公益財団法人を含む）

●都市再生推進法人の主な業務

- ・まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備や管理運営
- ・都市開発事業の実施やその支援
- ・まちづくりに関する専門家派遣、情報提供等

○都市再生推進法人のメリット

都市再生特別措置法に基づく公的な位置付けが得られ、主に以下の事項ができるようになります。

①都市再生整備計画の提案

都市再生整備計画の作成や変更を市町村に提案できます。都市再生推進法人が行おうとしている事業を都市再生推進法人の発意により公的な計画である都市再生整備計画に位置付けることが可能となり、円滑な事業の推進につながります。

②都市利便増進協定への参画

地域のまちづくりを地域住民が自主的に行うための協定制度に地権者以外では唯一参画が可能です。

③低未利用土地利用促進協定への参画

低未利用土地の所有者と協定を結び、都市再生整備計画に記載された居住者等利用施設の整備・管理を行うことができます。

④市町村や国等による支援

市町村や国からの積極的な支援（情報の提供や助言）を受けることができます。

⑤土地譲渡にかかる税制優遇

都市再生推進法人に土地を譲渡した個人・法人に対して、譲渡にかかる税制優遇があります。（ただし、税制優遇には一定の条件があります）

⑥エリアマネジメント融資

まちづくりを行う法人に対する国の融資制度であるエリアマネジメント融資の融資対象となります。（ただし、融資にあたっては市町村の協力等一定の条件があります）

⑦民間まちづくり活動促進事業による支援

都市再生推進法人が主体となったまちづくり計画・協定に基づく施設整備等に対する補助制度があります。（ただし、市町村の協力等一定の条件があります）

⑧民間都市開発推進機構による支援

まちづくりファンド支援事業のうち、クラウドファンディング活用型支援の場合において、都市再生推進法人がまちづくりファンドの組成主体となることができます。

上記の他にも、市が地域のまちづくりの担い手として公的に指定することにより、まちづくり会社の信用が担保されるとともに、市町村にとっても、地域のまちづくりの担い手として、積極的な支援が可能となります。

○都市再生推進法人の指定の手続き

主な手続きは、以下のとおりです。

①都市再生推進法人の指定の申請

都市再生推進法人になろうとする法人が、市町村長に指定の申請を行います。



②市町村による審査

申請してきた法人が、都市再生推進法人の業務を適正かつ確実にできるかを審査します。

《都市再生推進法人の業務》（都市再生特別措置法第119条）

都市再生整備計画の区域など、都市の再生に必要な公共施設等の整備等を重点的に行うべき土地の区域や、立地適正化計画の区域における以下の業務です。審査は、予定する以下の全部又は一部の業務を適正かつ確実にできるかを審査します。

- (1)都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
- (2)都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
- (3)都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
- (4)事業用地の取得、管理、譲渡
- (5)公共施設、駐車場、駐輪場の管理
- (6)都市利便増進協定*に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
- (6)低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
- (7)跡地等管理協定に基づく跡地等の管理
- (8)都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
- (9)都市の再生に関する調査研究
- (10)都市の再生に関する普及啓発
- (11)その他の都市の再生に必要な業務

*都市利便増進協定とは

都市再生整備計画の区域において、まちの賑わいや憩いの場を創出する施設（広場、駐輪場、緑地等）について、地域住民が自主的な管理を行うために都市再生特別措置法に基づき締結する協定制度です。協定参加者は、地権者を原則としますが、都市再生推進法人は、地権者でなくても参加することができます。



③市町村長による指定

審査の結果、都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、都市再生推進法人として市町村長が指定します。指定にあたって、市長は都市再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示しなければなりません。

④市町村長による監督等

- ・市町村長は、必要に応じて、都市再生推進法人に対して、業務の報告をさせることができます。
- ・また、都市再生推進法人が、必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、市町村長が業務改善命令を出すことができます。
- ・命令に違反した場合には、都市再生推進法人の指定を取り消すことも可能です。

○都市再生推進法人の事例

札幌大通まちづくり株式会社

- 平成21年9月に大通地区の商店街等が中心となり、継続的にまちづくり活動を行う組織として設立。
- 収益事業で得られた利益は全てまちづくり事業に還元。地域の付加価値を維持・向上させる公共的な事業を展開。
- まちの賑わい・交流の創出や来街者の利便増進に寄与する取り組みを行うために、道路等の公共空間を有効活用。

都市再生(整備)推進法人に指定(H23.12)

今後、道路占用許可の特例等の制度を活用した都市再生整備計画の提案等が可能に！

札幌市

官民協働による新たな魅力やにぎわいの創出により、都心のまちづくりがより一層進展することを期待！

歩行者天国活用事業



オープンカフェ



活動エリア



まちなかイベント開催支援



エリマネ広告事業



まちなかの美化清掃活動



自転車共同利用事業連携



※36法人が指定されています（平成29年12月末時点）。

◇相談窓口◇ 国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 電話：03-5253-8407
国土交通省ウェブサイト：http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html